

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
に基づく P R T R 制度に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づく P R T R 制度に関する届出等は、以下を参考にしてください。

＜電子届出＞

1 電子情報処理組織使用届出書【様式第 4】

手続の概要	ダイアルアップ及びインターネットによる届出を行う事業者は事前に届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第 1 2 条
届出期間	当該年度に電子届出を行うためには 6 月 2 0 日まで (令和 4 年度～令和 6 年度は 7 月 2 0 日まで)
届出書のあて先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市長 宇都宮市外の事業所：栃木県知事
届出書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：栃木県環境森林部環境保全課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	「担当者（問い合わせ）」欄には、必ず届出担当者名と連絡先をご記入ください。

2 電子情報処理組織を使用した第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出

手続の概要	第一種指定化学物質を 1 トン以上（特定第一種指定化学物質については 0 . 5 トン以上）取り扱う事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第 1 1 条
届出期間	毎年 4 月 1 日～ 6 月 3 0 日 (令和 4 年度～令和 6 年度は 4 月 1 日～ 7 月 3 1 日まで)
問い合わせ先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：栃木県環境森林部環境保全課
提出方法	「P R T R 届出システム」を用いた電子による届出
備考	

3 電子情報処理組織を使用した第一種指定化学物質の排出量及び移動量の変更届出及び取り下げ願い

手続の概要	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出内容を修正する事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法
届出期間	毎年4月1日～11月30日
問い合わせ先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：栃木県環境森林部環境保全課
提出方法	「P R T R届出システム」を用いた電子による届出
備考	

4 電子情報処理組織を使用した電子情報処理組織変更（廃止）届出

手続の概要	電子情報処理組織の使用を変更（廃止）する事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第12条
問い合わせ先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：栃木県環境森林部環境保全課
提出方法	「P R T R届出システム」を用いた電子による届出
備考	書面による変更（廃止）届出も可能ですが、同システムによる電子での届出を推奨しています。

5 書面による電子情報処理組織変更（廃止）届出書【様式第5】

手続の概要	電子情報処理組織の使用を変更（廃止）する事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第12条
届出書のあて先	宇都宮市内の事業所：主務大臣（宇都宮市長） 宇都宮市外の事業所：主務大臣（栃木県知事）
届出書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：栃木県環境森林部環境保全課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	「P R T R届出システム」を用いた電子による届出を推奨しています。

<書面・磁気届出>

1 書面による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出【様式第1】

手続の概要	第一種指定化学物質を1トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）取り扱う事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第5条
届出期間	毎年4月1日～6月30日
添付書類	添付書類として、第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量〔別紙〕も添付すること。
届出書のあて先	宇都宮市内の事業所：主務大臣（宇都宮市長） 宇都宮市外の事業所：主務大臣（栃木県知事）
届出書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	届出書の作成には、「P R T R届出作成支援システム」をご利用ください。 また、「担当者（問い合わせ）」欄には、必ず届出担当者名と連絡先をご記入ください。

2 磁気ディスクによる第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出【様式第6】

手続の概要	第一種指定化学物質を1トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）取り扱う事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法 施行規則第13条
届出期間	毎年4月1日～6月30日
届出書のあて先	宇都宮市内の事業所：主務大臣（宇都宮市長） 宇都宮市外の事業所：主務大臣（栃木県知事）
届出書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	届出書の作成には、「P R T R届出作成支援システム」をご利用ください。 また、「担当者（問い合わせ）」欄には、必ず届出担当者名と連絡先をご記入ください。

3 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の変更届出

手続の概要	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出内容を修正する事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法
届出期間	毎年4月1日～11月30日
届出書のあて先	宇都宮市内の事業所：主務大臣（宇都宮市長） 宇都宮市外の事業所：主務大臣（栃木県知事）
届出書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	変更届出を提出する媒体は、届出書を提出したときと同じ媒体を使用してください。（媒体：磁気ディスクによる届出、書面による届出）

4 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の取り下げ願い

手続の概要	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の提出した届出書を取り下げる事業者は届出なければなりません。
根拠規定	化管法
報告時期	毎年4月1日～11月30日
報告書のあて先	宇都宮市内の事業所：主務大臣（宇都宮市長） 宇都宮市外の事業所：主務大臣（栃木県知事）
報告書の提出先	宇都宮市内の事業所：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の事業所：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
問い合わせ先	提出先と同じ
提出方法	持参又は郵送
備考	取り下げ願いを提出する媒体は、届出書を提出したときと同じ媒体を使用してください。（媒体：磁気ディスクによる届出、書面による届出）

<管轄一覧>

窓口・問い合わせ先	対象地域	対象媒体
栃木県 環境森林部 環境保全課 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-632-3188 FAX 028-635-3138	宇都宮市以外	電子
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-21-1181	鹿沼市、日光市	書面、磁気ディスク
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	書面、磁気ディスク
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	書面、磁気ディスク
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市	書面、磁気ディスク
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	書面、磁気ディスク
宇都宮市 環境部 環境保全課 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-632-5279	宇都宮市	全て